

平成29年5月教育委員会定例会議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成29年5月11日（木）
開会：午前10時00分 閉会：午前11時30分
- 2 開催場所 第4委員会室
- 3 会議次第
 - 4月定例会議事録承認
 - 教育長報告 報告なし
 - 議案第51号 大津市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について
 - 議案第52号 大津市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第53号 大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第54号 平成28年教育委員会告示第8号（個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について）の一部改正について
 - 議案第55号 大津市特別支援教育対象児等教育支援委員会委員の解任及び任命並びに委嘱及び解嘱について
 - 議案第56号 大津市特別支援教育対象児等教育支援委員会への諮問について
 - 議案第57号 大津市教科用図書選定審議会委員の委嘱及び任命について
 - 議案第58号 教科用図書採択に係る基本方針の決定について
 - 議案第59号 大津市教科用図書選定審議会への諮問について
 - 議案第60号 大津市立学校結核対策審議会委員の任命について
 - 議案第61号 学校運営協議会委員の解任及び任命について
 - 議案第62号 学校運営協議会委員の任命について
 - 議案第63号 学校運営協議会委員の任命について
 - 議案第64号 大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第65号 大津市社会教育委員の解嘱及び委嘱について
 - 議案第66号 大津市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について
 - 議案第67号 大津市科学館運営協議会委員の解任及び任命について
 - 議案第68号 大津少年センター少年補導委員の委嘱及び任命について
 - 議案第69号 大津市堅田少年センター少年補導委員の委嘱及び任命について
 - 議案第70号 大津市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 4 出席委員
桶谷教育長、前田委員、壽委員、八田委員
- 5 会議に出席した説明員
船見教育次長、西村政策監、丹羽教育監、黒川科学館長、南堀教育総務課長、伊藤同課主任、田中教職員室長、小林児童生徒支援課長補佐、木全教育相談センター所長、脇学校教育課長、中岡中学校給食準備室長、押栗生涯学習課長、杉江文化財保護課長、片山少年センター所長、山内幼児政策課長、岡嶋市民スポーツ・国体推進課長、江口同課主幹
- 6 会議に出席した事務局職員
西本教育総務課主事
- 7 会議を傍聴した者
(1) 一般傍聴者 0人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 8 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が5月定例会の開会を宣言

市民憲章斉唱

議題の非公開 議案第55号、議案第57号、議案第60号から議案第63号まで及び議案第65号から議案第69号までについて、非公開とすることを可決

4月定例会及び臨時会議事録承認 承認

議案第51号 大津市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について

【説明】

○山内幼児政策課長 議案第51号大津市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について、教育委員会の議決を求めるものである。

藤尾幼稚園の廃止に伴い所要の改正を行うものである。先の議会において、大津市立学校の設置に関する条例の一部が改正され、同条例において、施行期日は教育委員会で定めるとされたことを受け、同条例の施行期日を平成29年6月1日と定めるものである。

【質疑】 なし

【採決】 可決

議案第52号 大津市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【説明】

○山内幼児政策課長 議案第52号大津市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について、教育委員会の議決を求めるものである。

藤尾幼稚園の廃止に伴い所要の改正を行うもので、現行の規則では、藤尾小学校の通学区域を藤尾幼稚園の通学区域としているが、同園の廃止に伴い、長等幼稚園の通園区域に藤尾小学校の通学区域を編入するものである。大津市通学区域審議会に諮問した結果、平成29年5月1日に、同じ中学校区域である長等に編入することが妥当であるとの答申があった。

【質疑】 なし

【採決】 可決

議案第53号 大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

【説明】

○山内幼児政策課長 議案第53号大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、教育委員会の議決を求めるものである。

藤尾幼稚園の廃止に伴い所要の改正を行うもので、大津市教育委員会公印規則の別表1、別表2から藤尾幼稚園の教育機関印及び園長印の項を削除するものである。

【質疑】 なし

【採決】 可決

議案第54号 平成28年教育委員会告示第8号（個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について）の一部改正について

【説明】

○山内幼児政策課長 議案第54号平成28年教育委員会告示第8号（個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について）の一部改正について教育委員会の議決を求めるものである。

藤尾幼稚園の廃止に伴い所要の改正を行うもので、別表の1から藤尾幼稚園の項を削除するものである。

【質疑】 なし

【採決】 可決

議案第56号 大津市特別支援教育対象児等教育支援委員会への諮問について

【説明】

○木全教育相談センター所長 議案第56号大津市特別支援教育対象児等教育支援委員会への諮問について、教育委員会の議決を求めるものである。

大津市特別支援教育対象児等教育支援委員会規則第2条に基づき、特別支援教育の対象となる幼児、児童及び生徒の適正な就学の指導に関すること等の教育的措置に関し、教育委員会が必要と認めることについて、大津市特別支援教育対象児等教育支援委員会に諮問をし、答申を求めるものである。主に、対象児の就学先に関して保護者の意見聴取を行い、望ましい就学措置方向を明らかにするための就学相談会を開催し、その審議結果が当該委員会より答申される。

【質疑】

○壽委員 このタイミングで諮問を行う背景は何か。こういった契機があるのか。

○木全教育相談センター所長 障害のある児童・生徒の就学指導に関しては、学校教育法施行令18条の2及び文部科学省の通知756号において、就学先を判断するにあたっては、保護者及び教育学、医学、心理学その他の専門的知識を有する者の意見を聴取するという事になっており、毎年この時期に諮問を行い、夏休み期間中に就学相談会を行って、秋ごろに望ましい就学の措置方向について当該委員会より答申されるもの。諮問に基づいて答申が行われるため、夏休み期間中の就学相談会の前に、諮問をしている。

【採決】 可決

議案第58号 教科用図書採択に係る基本方針の決定について

【説明】

○脇学校教育課長 議案第58号教科用図書採択に係る基本方針の決定について、教育委員会の議決を求めるものである。

大津市教科用図書採択の基本方針として、学校教育法や本市において大切にしている点、及び文部科学省や滋賀県教育委員会の通知を踏まえ採択の視点を5つ設定した。

【質疑】

○壽委員 昨年と変わった点はあるか。

○脇学校教育課長 変更はなく、昨年同様のものである。

【採 決】 可決

○議案第 5 9 号 大津市教科用図書選定審議会への諮問について

【説 明】

○脇学校教育課長 議案第 5 9 号大津市教科用図書選定審議会への諮問について、教育委員会の議決を求めるものである。

議案第 5 8 号で議決された基本方針を受け、教育委員会から教科用図書選定審議会に、小学校において使用する特別の教科道德の教科用図書、及び小学校及び中学校の特別支援学級において使用する学校教育法第 9 条に規定する教科用図書について、諮問するものである。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

議案第 6 4 号 大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

【説 明】

○脇学校教育課長 議案第 6 4 号大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について、教育委員会の議決を求めるものである。

平成 2 9 年 4 月 1 日付で地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。同法第 4 7 条の 6 第 1 項のとおり、学校運営協議会の設置が努力義務とされたこと等の改正が行われ、指定の手続がなくなったことを受け、規則において改正後の別表に対象学校を加えるように改めたものである。施行日は、公布の日からということで、平成 2 9 年 5 月 1 5 日を予定しており、経過措置として、改正前に指定した学校については改正後の対象学校とみなし、改正後の学校運営協議会となること、また、改正前に任命した委員についても改正後の規定より任命されたものとみなし、任期についても改正前と同じ期間としている。

【質 疑】

○壽委員 そもそも今般この法が改正された趣旨は何か。

○伊藤教育総務課主任 学校の指導、運営体制を充実し、地域との連携、協働を含めた学校運営の改善を図ることにより、複雑化、混雑化する諸課題に対応する学校の機能強化を立体的に推進することを目的としたものである。

○壽委員 地域と学校がより連携して、よりよい教育を目指して、制度として使いやすいものにするという趣旨と理解した。

【採 決】 可決

議案第 7 0 号 大津市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【説 明】

○岡嶋市民スポーツ・国体推進課長 議案第 7 0 号大津市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について、教育委員会の議決を求めるものである。

本規則に基づく学校体育施設開放事業は、36 の小学校の運動場及び体育館、また中学校 1

0校の体育館を学校教育に支障のない範囲において地域住民に開放し、スポーツの場を提供する事業であり、当該事務については市民部市民スポーツ・国体推進課において補助執行をしているところである。今回の改正は、規則に定める様式を改めるものであり、申請者が記載しやすい様式に変更するとともに、照明使用時間の算出等、使用許可事務の実用性を高めるもの。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

議案第55号 大津市特別支援教育対象児等教育支援委員会委員の解任及び任命並びに委嘱及び解嘱について

【説 明】

○木全教育相談センター所長 議案第55号大津市特別支援教育対象児等教育支援委員会委員の解任及び任命並びに委嘱及び解嘱について、教育委員会の議決を求めるものである。

人事異動等に伴う解任、任命、委嘱及び解嘱で、解任・任命・委嘱・解嘱日は平成29年5月11日、任期は前任者の残任期間である平成29年5月11日から平成30年5月14日までとなる。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

議案第57号 大津市教科用図書選定審議会委員の委嘱及び任命について

【説 明】

○脇学校教育課長 議案第57号大津市教科用図書選定審議会委員の委嘱及び任命について、教育委員会の議決を求めるものである。

教科用図書選定審議会規則第3条により、委員の構成は学識経験者を有する者、教育関係団体から選出された者、市職員からそれぞれ2人以内とされており、これに基づき2名ずつ委嘱及び任命するものである。任期は平成29年5月30日から教育委員会に対する答申を行う日までである。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

議案第60号 大津市立学校結核対策審議会委員の任命について

【説 明】

○脇学校教育課長 議案第60号大津市立学校結核対策審議会委員の任命について、教育委員会の議決を求めるものである。

人事異動に伴い、欠員であった1名を任命するもので、任期は平成29年5月11日から平成30年5月9日までである。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

議案第61号 学校運営協議会委員の解任及び任命について

【説明】

○脇学校教育課長 議案第61号学校運営協議会委員の解任及び任命について、教育委員会の議決を求めるものである。

皇子山中学校の学校運営協議会委員について、3名を平成29年5月21日付で解任し、新たに3名を任命するものである。任期は平成29年5月22日から前任者の残任期間である平成31年3月31日までである。

【質疑】 なし

【採決】 可決

議案第62号 学校運営協議会委員の任命について

【説明】

○脇学校教育課長 議案第62号学校運営協議会委員の解任及び任命について、教育委員会の議決を求めるものである。

真野北小学校の学校運営協議会委員について、同校は今年度より学校運営協議会を置くこととなったため、学校長の推薦に基づき事務局で精査し、14名の委員を任命するものである。任期は平成29年5月17日から平成32年3月31日までである。

【質疑】

○壽委員 推薦書にある者のうち1名は委員となっていないが、任命に至らなかったということか。

○脇学校教育課長 その通りである。事務局として判断したものである。

○前田委員 P T Aの方の連合会における役職はあるか。

○脇学校教育課長 特になし。

【採決】 可決

議案第63号 学校運営協議会委員の任命について

【説明】

○脇学校教育課長 議案第63号学校運営協議会委員の解任及び任命について、教育委員会の議決を求めるものである。

日吉台小学校の学校運営協議会委員について、同校は今年度より学校運営協議会を置くこととなったため、学校長の推薦に基づき事務局で精査し、新たに11名の委員を任命するものである。任期は平成29年5月26日から平成32年3月31日までである。

【質疑】 なし

【採決】 可決

議案第65号 大津市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

議案第66号 大津市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

【説明】

○押栗生涯学習課長 議案第65号大津市社会教育委員の委嘱及び解嘱について、並びに議案

第66号大津市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について、教育委員会の議決を求めるものである。

両委員は兼ねており、人事異動に伴い、1名を平成29年5月11日付で解嘱し、欠員となっていた1名分と併せて2名を委嘱するものである。任期は平成29年5月11日から前任者の残任期間である平成30年7月6日までである。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

議案第67号 大津市科学館運営協議会委員の解任及び任命について

【説 明】

○黒川科学館長 議案第67号大津市科学館運営協議会委員の解任及び任命について、教育委員会の議決を求めるものである。

人事異動に伴い、1名を平成29年5月11日付で解任し、新たに1名を任命するものである。任期は平成29年5月11日から前任者の残任期間である平成30年9月31日までである。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

議案第68号 大津少年センター少年補導委員の委嘱及び任命について

【説 明】

○片山少年センター所長 議案第68号大津少年センター少年補導委員の委嘱及び任命について、教育委員会の議決を求めるものである。

関係学校長より推薦された小・中学校教員41名を任命し、並びにPTA会長より推薦されたPTA関係者39名及び地域推薦者1名を委嘱するものである。小・中学校教員及びPTA関係者の任期は平成29年5月11日から平成31年5月10日まで、地域推薦者の任期は平成29年5月11日から平成31年3月31日までである。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

議案第69号 大津市堅田少年センター少年補導委員の委嘱及び任命について

【説 明】

○片山少年センター所長 議案第69号大津市堅田少年センター少年補導委員の委嘱及び任命について、教育委員会の議決を求めるものである。

新たに小・中学校教員17名並びにPTA関係者17名を任命及び委嘱するもので、任期は平成29年5月11日から平成31年5月10日までである。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

閉会 教育長が5月定例会の閉会を宣言